

第4回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

- 1 日 時 令和8年7月30日（木） 午前10時00分～正午
- 2 会 場 小田原市役所6階601会議室
- 3 出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、清田委員、小杉委員、瀬戸委員、伴野委員、
松澤委員、宮嶋委員、山本委員
事務局：【人権・男女共同参画課】濱野課長、熊坂副課長、木村主任
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴者 0人

7 概 要

事務局【濱野課長】	皆さま、おはようございます。本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから、第4回小田原市人権施策推進委員会を開催いたします。 本日の委員会の出席委員は9名でございます。 委員会規則第5条第2項の規定により過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。 また、傍聴者は0名です。 本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。 次に、委員の交代により令和8年4月から本委員会の委員となられた方がおりますので、ご紹介をさせていただきます。 小田原市立小中学校校長会より、前任者の川崎和美様より松澤文恵様に委員を委嘱させていただきました。 松澤先生、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。
松澤委員	(ごあいさつ)
事務局【濱野課長】	続きまして、年度も変わりましたので、委員の皆様も順に、所属とお名前だけ自己紹介をしていただきたいと思いますので、吉田委員長から、よろしくお願いします。
各委員	(各委員ごあいさつ)
事務局【濱野課長】	最後に事務局を紹介させていただきます。
事務局	(順次、自己紹介)
事務局【濱野課長】	それでは、次に資料の確認をさせていただきます。 (配布資料の名前を読み上げて確認) 資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせください。

※委員配布資料確認（過不足なし）	
事務局【濱野課長】	よろしいでしょうか。 会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。 吉田委員長、よろしくお願いします。

議 題

（１）人権施策推進に向けた進め方について

吉田委員長	おはようございます。 皆様におかれては、本日もお忙しいところ、時間を割いて来ていただきありがとうございます。 それでは早速ですが本日の議題に入らせていただきます。まず、議題（１）「人権施策推進に向けた進め方について」、事務局から説明をお願いします。
事務局【木村主任】	それでは、議題（１）「人権施策推進に向けた進め方について」説明させていただきます。 資料１「人権施策推進に向けたスケジュール」をご覧ください。 まず、本委員会ではこれまで、人権施策推進指針に基づく取組をより計画的に推進するための方法についてご議論いただいてまいりました。その結果、令和６年度、本委員会から市長に対し、「人権施策の計画的な推進に向けた方策」について答申をいただきました。 この答申については、参考資料１をご覧ください。また、本日は机上配布資料として、答申をいただくにあたっての諮問資料も配布しておりますので、参考までご覧ください。 本答申については、人権施策を計画的に推進するため、主に４点の内容をいただきました。１点目が総合計画との連携強化による組織全体での推進、２点目が人権に係る取組の振り返りと自己評価の実施、３点目が事務事業の状況評価と行政組織全体としての推進力の評価を合わせた総合的な評価、最後に４点目は市民が確認し、市民の声を施策に反映する、の４点です。 この答申内容に基づき、令和７年度は、当年度の取組実績に対して委員の皆様のご意見をいただくとともに、令和１０年度の総合評価に向けた評価様式の検討を進めてまいりました。 そして、小田原市では、令和８年度から総合計画「おだわら協創プラン」の第１期実行計画がスタートしています。本委員会においては、令和８年度も、令和７年度に引き続き、令和１０年度に実施する予定である総合評価の検討を行うとともに、令和１１年度にスタートする総合

	計画の第２期実行計画に対し、人権尊重の視点の反映を目指していきます。 続いて、資料２「令和８年度人権施策推進委員会開催内容（案）について」をご覧ください。 こちらは資料１の令和８年度に取り組む内容を詳しく示した資料になります。 本委員会は今年度３回の開催を予定しています。本日が１回目の会議となり、秋頃と年度末頃にそれぞれ会議を開催することで考えています。 今年度取り組む予定としている内容は３点ございます。 １点目は、人権施策と総合計画第１期実行計画との連携です。 これまでは人権施策推進指針に基づく取組を一覧にして、委員の皆様にご確認いただいておりますが、今年度から、人権施策と総合計画とを連携させ、人権施策を市全体で推進していくための基盤づくりを進めます。この内容につきましては、この後の議題２で詳しくご説明いたします。 ２点目は、人権施策を総合的に評価する仕組みの検討です。 人権施策は、事業を実施するだけでなく、その取組が人権施策全体としてどのような成果につながっているかを継続的に確認し、より良い施策につなげていくことが重要です。そのため、第５回及び第６回の委員会では、各課による自己評価の方法や、委員会による評価の進め方、評価基準や評価様式などについてご協議いただきたいと考えております。 ３点目は、職員向け人権意識調査の検討です。 答申では、「行政組織全体として人権施策を推進していくためには、職員一人ひとりの人権意識や取組状況を把握することも重要である」とされています。そのため、令和９年度の実施を目標に、本年度は小田原市職員向け人権意識調査の目的や調査項目、実施方法などについてご協議いただき、調査内容を整理していきたいと考えております。 このように、令和８年度は、答申で示された考え方を実際の仕組みとして構築するための準備を進めることとし、委員の皆様には、それぞれの取組について専門的なお立場からご意見をいただきながら、より実効性のある人権施策の推進につなげてまいりたいと考えております。 以上で、議題（１）について説明を終わらせていただきます。
吉田委員長	ただいま、事務局から説明がありましたが、補足させていただきます。

	これまでの委員会では、直接、取組を行っている担当課に本委員会で報告いただき、委員が質疑・意見を行ってきたところです。ただし、今後は、各課が自らの取組を振り返り、自己評価するセルフレポートのような方法を取り入れ、その結果を基に最終的な総合評価につなげていく考え方で進めていくことになるということです。 以上を踏まえて、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。
山本委員	人権施策推進指針の改定に携わった際に、市職員に対するハラスメントに対する内部管理体制、内部通報体制等について議論した経過があり、職員向け人権意識調査は非常に重要であると考えています。 市の職員自身が人権についてどのように考えているのか、また、市民に対して、あるいは職員同士でどのような意識を持っているのかを把握することが必要であると思います。
事務局【木村主任】	職員向け人権意識調査については、令和9年度の実施に向けて検討しており、庁内ネットワークのアンケート機能を活用して実施することを想定しています。現時点では、新たな費用は発生しない見込みです。
吉田委員長	その他、ご質問等もないようですので、議題（１）を終わらせていただきます。

（２）令和８年度実施予定の人権に係る取組及び第７次小田原市総合計画第１期実行計画との連携について

吉田委員長	次に、議題（２）「令和８年度実施予定の人権に係る取組及び第７次小田原市総合計画第１期実行計画との連携について」事務局から説明をお願いします。
事務局【木村主任】	それでは、議題（２）「令和８年度実施予定の人権に係る取組及び第７次小田原市総合計画第１期実行計画との連携について」説明させていただきます。 資料３－１及び３－２をご覧ください。 本資料は、令和７年度に引き続き、人権施策推進指針に基づく庁内各課の取組を整理したものです。 資料３－１は令和７年度から継続している取組、資料３－２は令和８年度から新たに位置付けた取組を掲載しています。令和７年度時点では、合わせて１８３の取組がありましたが、令和８年度は１９１まで増えている状況です。 まず、資料３－１については、それぞれの取組について、「令和８年度における取組の進め方」、「関連する総合計画第１期実行計画個別事業名」を新たに記載しています。

	続いて、資料３－２については、令和８年度から新たに位置付けた取組の一覧になりますが、合計９つの取組について概要を説明いたします。 １つ目は、健康づくり課が行う、「医療用ウィッグの購入費助成」で、がん治療による脱毛などの外見の変化で生じる不安を軽減し、安心して治療を続けながら自分らしい生活を送れるよう、医療用ウィッグ購入費用の一部を助成する取組です。 ２つ目は、子ども政策課が行う、「こどもの居場所づくり」で、市内において、こどもの居場所づくりを実施している団体に対して、補助金を交付することで支援をしたり、また、こどもの居場所ポータルサイトにて、居場所づくりを実施している団体の紹介や支援情報などを掲載する取組です。 ３つ目は、子ども政策課が行う、「子育て支援団体の活動促進、連携強化」で、子育て支援活動に造詣が深いアドバイザーを招き、子育て支援団体や子育て当事者などが参加する懇談会を開催する取組です。 ４つ目と５つ目は、選挙管理委員会事務局が行う、「障がい者への投票支援」と「視覚障がい者の自書をサポートする記入補助具の配備」で、障がいのある方が投票しやすい環境を整える取組です。 ６つ目は、保育課が行う、「こども誰でも通園制度」で、保育所等に在籍していない６か月から３歳未満児を対象に、月一定の範囲を保育所等で過ごすことで、日頃、家族以外と関わることの少ない親子に、在籍児童や保育士などと交流の機会を提供する取組です。 ７つ目は、保育課が行う、「インクルーシブな保育環境の拡充」で、障がいの有無や年齢、発達段階に応じ、すべてのこどもが安心して利用することができる保育環境の整備・充実に取り組むものです。 ８つ目は、人権・男女共同参画課が行う、「インターネット等による人権侵害に関する相談窓口の周知」で、市ホームページに国等の相談窓口を掲載するとともに、相談窓口を紹介するチラシやリーフレットを公共施設に配架し、相談先の周知を行う取組です。 ９つ目は、人権・男女共同参画課が行う、「性的マイノリティに関する理解促進及び相談窓口の周知」で、市ホームページに性的マイノリティに関する基礎知識や相談窓口等を掲載するとともに、リーフレットやチラシを公共施設へ配布し、理解促進と相談窓口の周知を図る取組です。 次に総合計画との連携について、説明いたします。 まず、令和８年４月からスタートした、小田原市の総合計画第１期実行計画について説明しますので、参考資料２をご覧ください。
--	---

	まず、第7次小田原市総合計画「おだわら協創プラン」では、将来都市像として「誰もが笑顔で暮らせる 愛するふるさと小田原」を掲げ、市民、企業、各種団体、大学等の多様な主体との協働によって課題解決や価値創出に取り組んでいく計画です。その総合計画のうち、第1期実行計画は、令和8年度から令和10年度までの3年間を計画期間としております。 総合計画第1期実行計画には30の施策があり、例えば、本委員会も含まれます人権施策推進事業については「多様性」の施策に位置付けられています。ただし、施策の下には各課が所管する個別事業がさらに位置付けられており、資料3-1及び3-2に記載している「関連する総合計画第1期実行計画個別事業名」は、その個別事業との対応関係を整理したものです。 次に、答申にも記載がある、「総合計画との連携」について、改めて説明いたします。 人権施策推進指針は、本市の人権施策の方向性を示すものですが、本指針に庁内各課の取組を位置付けるだけでは、庁内各課も自分事として捉えにくく、個々の施策の着実な実施や継続的な改善までを担保することはできません。そのため、人権施策と市政運営の根幹である総合計画との対応関係を整理することで、人権施策と各課の事業とのつながりをより明確にし、各課に人権施策を自分事として捉えてやすくするとともに、取組状況の把握や、委員の皆様からいただいたご意見を事業改善や次期実行計画へ反映しやすい仕組みにつなげていきたいと考えています。 今年度も、この取組の実施結果を取りまとめ、委員の皆様からご意見をいただきたい、と考えています。 まず、この議題では、資料3-1及び3-2のとおり、庁内各課の取組の内容や進め方について、ご質問、ご意見等があればよろしくお願いいたします。 以上で、議題（2）についての説明を終わらせていただきます。
吉田委員長	ただいま、事務局から説明がありましたが、1点伺います。 「対象なし」と記載されているものについて、それは「予算がない」という意味なのか、それとも「総合計画上の個別事業に位置付けられていない」という意味なのかを確認したいです。委員の側から見ると、人権施策としては重要な取組であっても、資料上は「対象なし」となっているため、その違いが分かりにくいと感じます。
事務局【木村主任】	「対象なし」というのは、当該取組に予算がないという意味ではな

	く、総合計画第1期実行計画の個別事業として位置付けられていないという意味になります。 例えば、各課の消耗品費等の内部的な経費の中で実施しているものなど、総合計画に個別事業として載っていない取組については「対象なし」という表記としています。
事務局【濱野課長】	総合計画と人権施策を連携させるという答申の趣旨からすると、現在「対象なし」となっている取組についても、総合計画の中で人権の視点を持つ事業として整理できるものがあるのではないかと思います。総合計画ができたばかりなので、今後、所管課と調整をしながら、人権施策との関係を確認し、総合計画の中にも人権尊重の視点があるということを庁内に浸透させていきたいと考えています。
事務局【木村主任】	委員会から「こうした取組を実施してほしい」と意見をいただければ、「対象なし」の取組についても関係課に伝え、取組の見直しにつなげることはできると考えていますので、様々な意見をいただきたいと考えています。
山本委員	私は第7次総合計画の策定に関わっておりましたが、その立場から発言いたします。総合計画そのものは大きなカテゴリーで整理されているため、総合計画の中に「人権施策」がないということではなく、大きな施策の中に含まれているものもあると思います。「対象なし」という表現だけだと、そのことが伝わらないため、表現を変えた方がよいのではないのでしょうか。
瀬戸委員	この委員会は、予算が付いているかどうかだけを基準に、人権として何が必要かを議論する場ではないと考えています。市としてどうあってほしいのか、どんな取組が必要なのかという観点で意見を出しているのです、そういった思いも大切にしてほしいです。
吉田委員長	事業計画を作る段階で、複数の所管課や分野にまたがる人権施策について横断的に検討する場がなければならず、最終的に予算が付いているかどうかで判断されてしまうが、今後、次の実行計画を作る際には、必要な取組を必要な所管に位置付けられるような柔軟な仕組みを検討してほしいです。
事務局【木村主任】	今回の整理について、予算が付いているものだけを重視したり、「対象なし」の取組について委員の意見を制限したりするものではありません。総合計画と人権施策を結び付けることで、各課に自分たちの事業の中に人権の取組があることを認識してもらい、今後の事業改善や次期実行計画への反映につなげたいというのが大きな目的です。委員の皆様からいただいた意見は関係課にフィードバックしていくとともに、「対象なし」という表記については、今回の意見を踏まえて、別の表現を検討したいと思います。

大石副委員長	資料に記載されている、「総合計画個別事業名」が 30 の施策のうち、どこに該当するのか分かりにくいので、分かるようにしていただきたいです。
瀬戸委員	地域活動の事業の中でお金が不足していることを市に相談したところ、別の所管課に制度があることを教えてもらい、実際にその予算を活用できたことがあります。行政の中には既に支援できる制度がある場合もあるが、これまで「予算」という視点で人権施策を捉えたことがなかったです。市民が「困っている」と相談したときに、お金の面で行政が力になってくれているのは実感しているので、市民が「困っている」と感じたときに、どの制度につなげられるかが分かるような周知も重要ではないでしょうか。
吉田委員長	今後の資料に記載する表現については、改めて事務局にご検討いただきたいと思います。特に、資料 3－1 は、人権施策推進指針の分野別の順番で並んでいるため、どこからどの分野が始まるのかが分かりにくいです。女性、子ども、障がいのある方、同和問題、外国につながる方、疾病等、犯罪被害者、インターネット、性的マイノリティ、自殺、様々な人権問題など、分野ごとに色分けしたり、見出しを入れたりすることで、委員が資料を見ながら意見を出しやすくなると思うので、工夫してほしいと思います。
事務局【木村主任】	承知いたしました。
吉田委員長	次に、今回、事務局から各委員に対して、資料 3－1 及び 3－2 について、意見を事前に考えてきていただくよう連絡があったと思います。 差し支えなければ、松澤委員から順にご発言をお願いいたします。
松澤委員	学校現場の立場から見ると、これだけ多くの取組があることで、さまざまな場面で恩恵を受けていると感じています。特に、施策番号 24 「人権作文コンテスト」については、児童・生徒が自分の身の回りの出来事を題材にして人権について考えた作文を発表する機会となっており、自分自身も校長として参加しています。発表される作文はとても学びが多いため、自校に持ち帰り、国語科の教員へ展開するほか、自校では全校生徒の前で受賞者に作文を発表してもらっています。今後もぜひ継続してほしいと考えています。
清田委員	資料 3－2 の施策番号 4 及び 5 の障がいのある方への投票支援について、施設利用者一人ひとりが投票する際には、施設の職員が付き添う必要がありますが、投票所は混雑していることもあり、本人がうまく意思表示できない場合には職員側にも心理的な負担が生じることがあります。投票支援の仕組みが明確になっていれば、本人の投票する権利を保障することにつながるので、この取組は重要だと感じています。

	す。
小杉委員	人権に関する困りごとがあったとき、どこに相談すればいいのかが分からない人も多いので、ワンストップで相談できる、あるいはコンシェルジュのように相談先を案内してもらえる仕組みがあるとよいのではないかと思います。
事務局【熊坂副課長】	市では地域安全課が行っている市民相談を相談窓口として設けており、市の相談窓口だけでなく、県など外部機関が行っている相談先も含めて案内することができます。相談内容が複合的な場合には、1つの所管だけでは終わらないこともあるため、市民相談から関係する課につなぎ、解決に向けて連携する対応ができると考えています。
小杉委員	市民相談を利用すればつないでもらえるとしても、相談員が市役所内のさまざまな制度や所管を幅広く把握していないと、相談者にとっては結局たらい回しになってしまいます。現在も市民相談窓口の職員が「第2の総合案内」のようになっていますが、職員も含めて、市民相談窓口の知識やスキルを高めてほしいと考えています。 また、職員向け人権意識調査を行う前に、カスタマーハラスメントへの対応についても取り上げてほしいです。人権を大切にするためには、職員自身が人権を大切にされていると感じられることも重要であると思います。実際に、会計年度任用職員として働く中で、理不尽な市民対応を受けている職員もいるように感じており、職員自身に余裕がなければ人権を大切にする意識も持ちにくいのではないかと思います。カスタマーハラスメントへの対応方法や研修についても検討してほしいです。
事務局【木村主任】	カスタマーハラスメントへの対応については、令和8年7月1日に小田原市の対応基本指針が策定されており、担当課であるコンプライアンス推進課からは、その内容について職員へ周知するとともに、組織として厳正に対応できるよう努めているところです。
瀬戸委員	施策番号 60「成年後見制度利用にかかる支援」について、自分の子どもがいない、あるいは家族と十分な関係がないといった状況で、「自分はどうしたらいいのか」と相談する人が多いと感じています。成年後見制度は、身寄りのない人も含め、最後まで安心して暮らしていくために重要な制度であるため、資料にある市長申立てまで含めた仕組みを、もう少し市民に分かりやすく周知してほしいと考えています。また、社会福祉協議会との連携も引き続き進めてほしいです。
伴野委員	令和7年度の委員会で意見を出した内容が、令和8年度の資料ではどのように変化しているのかを確認したところ、子ども関係の取組などについて、令和7年度の意見を踏まえて令和8年度も継続・改善していることが読み取れて、良いと感じました。委員の意見が各課の次

	年度の取組に反映されていることが分かるのはよいことであり、今後 もこの流れを続けてほしいと思います。 具体的には、施策番号 40「就学児健康診断における軽度障がい児への 対応」、施策番号 41「小中学校への個別支援員の配置」、施策番号 42 「小中学校への支援教育相談支援チームの派遣」、施策番号 44「特別支 援教育相談の実施」、施策番号 46「就学相談の実施」、についてであり、 引き続き具体的な改善につなげてほしいと思います。
宮嶋委員	まず総合計画と人権施策との連携については、解釈次第ではあると と思いますが、「いのちを大切にす小田原」という「まちづくりの目標」 レベルでも、「多様性」という「30 の施策」レベルでも考えることがで きけると思うので、考え方をブラッシュアップしていただきたいです。 次に、施策番号 21「DV 被害者支援・困難な問題を抱える女性への支 援」に関連して、男性の DV 被害者への支援について、女性向けの DV 相談窓口と同じ窓口で男性被害者を受け入れることには、支援者側にも 被害者側にも難しさがある場合があります。女性の DV 相談は長年、 男性加害者・女性被害者を中心に対応してきた経緯があり、男性被害 者が同じ窓口に入ってくることへの警戒感が生じることもあると考 えています。また、男性は自分が被害者であることを認めたり、人に相 談したりすること自体が難しい場合があります、実際には本人が直接相談 するのではなく、家族や医療機関、職場等を通じて相談につながるケ ースがあります。 そのため、男性 DV 被害者については、女性向けの相談窓口に単純に 案内するだけではなく、男性の場合にはどこに相談し、その後どのよ うな支援につなぐのかという「相談の流れ」を示したチャートのような ものがあるのもよいのではないかと思います。市だけですべてを持つ 必要はありませんが、県の支援も含めて、地域の中で途切れない支 援につながる仕組みを考えてほしいです。
事務局【熊坂副課長】	現在、市の DV 相談窓口では女性からの相談を基本としており、男性 から相談があった場合には県の相談窓口を案内しています。
宮嶋委員	男性 DV 被害者の一時避難についても、地理的な制約があり、働いて いる男性は仕事を離れにくい、携帯電話等を加害者から管理されてい る場合もあるなど、試行錯誤している段階だと思うので、地域の事情 も踏まえて、今後も支援の在り方を模索してほしいと思います。 また、施策番号 138「小田原市パートナーシップ宣誓制度の運用」に ついて、性的少数者への理解促進については、「市民一般」に広く働き かけるだけではなく、家庭、学校、地域、企業など、具体的に誰に向 けて何をするのかを考える必要があるのではないかと思います。子ども もやその保護者からの相談が多いことや、障がいや疾病等があり地域

	で生活している人の場合、性的少数者への理解が不足していることで生活しづらさを感じる場合もあります。企業についても、雇用する側への啓発を進めることが必要であり、そうすることで地域に住み続けられる環境づくりにつながると思います。
事務局【濱野課長】	今後も県内自治体等の事例を参考に、対象を絞った周知を進めるなど、効果的な方法を検討していきたいと思います。
山本委員	小田原箱根商工会議所では、令和8年度の重要施策として「DE&I」を位置付けました。これまでは、ものづくり振興、観光振興、補助金政策等の個社支援などが中心だったが、令和8年度は多様性を重要なテーマとして、会議所として何ができるかを検討するタスクフォースを設けています。 例えば、障がいのある方を雇用する企業は多いですが、障がいのある方を雇用対象としてだけでなく、大切なお客様として捉える視点も必要であると考えています。また、世代間の共生や、若い人が東京へ行ってしまいう中で、将来的に小田原へ戻ってきてもらうために地域がどうあるべきかといったことも含めて検討しています。さらに、商工会議所内でも女性副会頭を登用するなど、組織の多様性にも取り組んでいます。 私は、「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会」の委員にもなっていますが、この人権施策推進委員会での内容も含めて議論に参加するようにしています。
大石副委員長	外国籍住民をめぐっては、在留資格、就労、子どもの教育、生活、地域とのつながりなどが複合的に関係するため、資料上の1つの分野だけに当てはめて整理することが難しいと思います。単に「外国人の問題」として切り分けるのではなく、複合的な困りごとをまず受け止め、必要な支援につなげる仕組みが必要です。 外国籍住民が地域が増えていく中で、政府が掲げる「秩序ある共生」の政策のもと、在留資格や就労に関する制度変更等により、生活や仕事を維持すること自体が難しくなる人も出てくることが考えられ、また藤沢市にも見受けられるようなヘイトスピーチが起こる恐れもあるため、自治体として、相談体制や対応方法について、問題が起きる前に整えておくことが必要だと思います。 他自治体の例として、外国人住民が地域人口の一定割合を占める自治体では、外国籍向けの専門相談員を置くなど、保険や制度の説明だけではなく、文化の違いや地域生活に関する相談にも対応している例があります。小田原市でも、外国籍住民が増えることを見据え、ポケット等自動翻訳機の対応だけでなく、多言語対応や地域日本語教育、相談体制等を一体的に考える必要があると思います。

事務局【熊坂副課長】	小田原市では外国籍住民の比率は現時点で約２％程度です。学校についても、外国籍の子どもが多数在籍する学校がまだ限定的であるなど、これから増えていく段階であると考えています。今後、外国籍住民が増えていけば、学校や地域での対応についても検討が必要になると思います。
吉田委員長	今回の議論では、個別の取組そのものに対する意見に加え、「対象なし」という表記や総合計画との関係が分かりにくい点についても多くの意見が出されました。 委員からの意見を踏まえ、資料の見せ方について改善を検討するとともに、人権施策と総合計画との関係については、今後、所管課との調整を進めながら整理してほしいと思います。
事務局【木村主任】	今回いただいた意見は、今後の資料の整理に向けて検討いたします。また、今回の取組一覧を基に、次回以降も各課の実施結果や改善状況を確認し、委員会での意見を取組に反映させていきたいと思います。
吉田委員長	その他、ご質問等もないようですので、議題（２）を終わらせていただきます。

（３）その他

吉田委員長	続きまして、議題（３）「その他」として、委員の皆様の中で何かご発言したい方はいらっしゃいますか。
事務局【濱野課長】	本日の議事に関することでごございましたら先ほどご説明した提案シートにより、８月２０日（木）までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。
吉田委員長	それでは、議題（３）については終了といたします。
吉田委員長	以上で本日の議題はすべて終了となります。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。 事務局に進行をお返しいたします。
事務局【濱野課長】	委員の皆様、本日はありがとうございました。 それでは、本日はこれで終了となります。ありがとうございました。